

# 衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 26. 4. 15 第 186 回国会第 6 号

4 月 15 日（火）、第 6 回の委員会が開かれました。

## 1 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第 54 号）

- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）一般社団法人日本経済団体連合会専務理事	久保田 政 一君
公益財団法人食の安全・安心財団・理事・事務局長	中 村 啓 一君
甲南大学法科大学院教授／神戸大学名誉教授	根 岸 哲君
公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事	増 田 悦 子君

（質疑者及び主な質疑内容）

### 穀 田 恵 二君（共産）

- ・都道府県知事に委任する措置命令権限等の実効性担保のため、都道府県の監視システム確立に向けた支援の在り方について、各参考人の意見を伺いたい。
- ・事業者のコンプライアンスの確立のため、事業者団体として、具体的にどのような取組が必要と考えているか、久保田参考人に伺いたい。
- ・事業者が講ずべき表示等に係る管理上の措置に関し、内閣総理大臣が定める指針に納品書等の保管や帳簿類の管理を盛り込む必要性、また、適格消費者団体や行政等への疑義情報の提供に関し、消費生活相談員の果たす役割と課題について、増田参考人に伺いたい。

### 小 倉 將 信君（自民）

- ・課徴金制度に関し、不実証広告規制を対象に加えて機能するか等の制度設計の在り方について、根岸参考人に伺いたい。
- ・課徴金制度の主観的要件に関し、不当表示・広告に係る故意、過失の判別の可能性について、中村参考人に伺いたい。
- ・課徴金制度に関し、事業者規模等の対象事業者への配慮について、久保田参考人及び増田参考人に伺いたい。

### 武 正 公 一君（民主）

- ・外食・中食の業界に公正競争規約が設定されていない理由は何か、また、当該業界にアレルギー表示を義務付ける必要の是非について、各参考人の見解を伺いたい。
- ・消費者安全法の改正では都道府県の執行体制強化を図るため、相談員の能力育成に係る統一基準の整備が必要となる。一方、日本全国の各地域に応じた柔軟な対応も求められると考えるが、中村参考人の見解を伺いたい。

- ・地方消費者行政の充実を目的に、景品表示法を消費者庁と公正取引委員会の共管とすべきとする根岸参考人の意見について、詳しく伺いたい。

### 上 西 小百合君（維新）

- ・遺伝子組換え食品やクローン技術を用いた食品の安全性について、中村参考人の見解を伺いたい。
- ・（独）国民生活センターの業務委託に対しては、毎回、（公社）全国消費生活相談員協会の一者応札であり、また、役員の人事交流も行われているが、これらに対する増田参考人の見解を伺いたい。
- ・（公社）全国消費生活相談員協会には、どのような収益があるのか、また、収益はどのような処理をしているのか、増田参考人に伺いたい。

### 國 重 徹君（公明）

- ・法案には事業者のコンプライアンス強化を目的とした表示管理体制の明確化を盛り込んでいるが、体制整備について報告等の義務はない。事業者に、講ずべき必要な措置を促す方策について、各参考人の見解を伺いたい。
- ・消費者庁長官の権限の委任に関し、中村参考人が想定する「どの組織も同じ目線で仕事ができる」ために不可欠な仕組み作りとは、具体的にどのようなものか。
- ・久保田参考人は、表示のルールをガイドラインで明確にするよう求めているが、景品表示法は全ての商品・サービスに適用される。全業種を対象にしたガイドラインの作成を想定されているのか伺いたい。

### 柏 倉 祐 司君（みんな）

- ・課徴金制度を導入した場合に想定される納付金額等及び表示の適正化に向けた事業者側の取組について、久保田

参考人に伺いたい

- ・課徴金に関し、事業者が自発的に申告した場合等に減免措置を講ずる制度について、根岸参考人の説明を伺いたい。
- ・全国各地で食品表示の調査を行うに当たっての食品表示Gメンの適正な配置規模について、中村参考人に伺いたい。

### **井 出 庸 生 君 (結い)**

- ・海外における不実証広告に対する課徴金の適用事例について、根岸参考人に伺いたい。
- ・消費生活相談員を国家資格とすることの意義について、増田参考人に伺いたい。

- ・平成 21 年の設置以来今日までの間に消費者庁が果たしてきた役割について、各参考人の所見を伺いたい。

### **青 木 愛 君 (生活)**

- ・消費者庁長官の調査権限を各事業所管大臣等に委任する際の留意点について、各参考人に伺いたい。
- ・食品表示Gメンとしての経験を踏まえ、実際に調査権限を行使する際の困難さ等について、中村参考人に伺いたい。
- ・消費者庁長官の権限を都道府県知事に委任する際の留意点について、各参考人に伺いたい。